

池田町子ども読書活動推進計画



平成 31 年(2019 年)3 月

池田町教育委員会

池田町子ども読書活動推進計画

目 次

はじめに	1
1 子どもの読書活動の現状及び成果と課題	2
(1) 家庭における読書活動	2
(2) 保育園・小学校・中学校における読書活動	2
(3) 地域における読書活動	4
2 基本方針	7
3 子どもの読書活動推進のための方策	7
(1) 家庭における読書活動推進	7
(2) 保育園・小学校・中学校における読書活動の推進	8
(3) 地域における読書活動の推進	10
(4) 普及啓発活動	12
(5) 推進体制	12
<資料>	
・子ども読書活動の推進に関する法律	13

<はじめに>

子どもにとって読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。そのため、子どもたちが多様な本と出会い、豊かな読書体験を積み重ねていくことができるよう、家庭・学校等・地域がそれぞれの役割を果たし、子どもたちの読書に親しむ機会の提供や、読書環境の整備に取り組んでいくことが重要です。

しかしながら、このところの多様化する時代の中で、子どもを取り巻く生活環境は大きく変化し、インターネット・スマートフォン等の様々な情報メディアが急速に発達・普及した反面、子どもが読書活動に親しむ機会は減少する傾向にあり、子どもたちの心の豊かさの欠如が危惧されています。

国は、子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、この法律に基づき、翌年8月には「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、都道府県と市町村に「子ども読書活動推進計画」の策定を努力義務としました。長野県においても、国の基本計画を踏まえ、平成16年4月に「長野県子ども読書活動推進計画」、平成21年3月に「第2次」、平成27年3月に「第3次長野県子ども読書活動推進計画」を策定しています。

池田町では、「池田町第6次総合計画」の中の基本目標2「未来を切り拓くたくましい子どもが育つ町」子育て支援・教育に係る施策「子育て支援、青少年健全育成」「保育、幼児・学校教育の充実」「生涯学習のまちづくり」「生涯スポーツの推進」「交流の充実」を受け、子ども読書活動の推進に取り組んできています。具体的には、ファーストブック・プレゼントやセカンドブック・プレゼントの継続的な実施、保育園での「朝・帰りの会での読み聞かせの時間」や小・中学校での「朝読書の時間」の定着、また様々な場と機会での「本の読み聞かせ」や「おはなし会」の実施などに見られるように数多くの活動が行われてきています。

池田町においては、平成25年3月に「第1次子ども読書推進計画」を策定し、国や県の基本計画を踏まえ、従来の取り組みや事業を更に充実・発展させたものにするとともに、家庭・学校等・地域における関係諸機関や団体が今まで以上に連携・協力しつつ、子どもたちの読書環境の整備を一層進めてまいりました。このたび改訂を行い第2次子ども読書推進計画として、池田町における子ども読書活動を推進していくための基本的な考えや取り組みを示しました。この計画とその実践によって、子どもたちがますます本に親しみ、読書活動が活発になることにより、「未来を切り拓くたくましい子ども」へと成長することを願うものです。

1 子どもの読書活動の現状及び成果と課題

(1) 家庭における読書活動

【現状】

子どもの読書習慣は、小さい時からの日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるように親が積極的に関わっていくことが重要です。家庭においては、家族みんなが日ごろから本を読むなどの工夫をして、子どもと共に読書を楽しみながら、子どもが本と出会うきっかけを作ることが重要です。また、家庭における読書は、親子のふれあいと心のつながりを深め、コミュニケーションを図ることで子どもの脳の発達につながることはもちろんですが、子どもと父親・母親との愛着関係を築くことができます。「子ども子育て推進室」が平成29年度出生児の親向けに行った調査から、多くの家庭では絵本等の読み聞かせは良いと思っていますが、「毎日読み聞かせを行う」ことは難しいようです。ただ「時々読み聞かせを行う」という家庭まで含めると、読み聞かせをする家庭は少し増えているようです。

【成果と課題】

スマートフォンによるゲームや動画の視聴、ポータブルゲーム機等持ち歩いて遊べ、その上ひとりで遊べる道具が増えた結果、親子で交流しながらの遊びが減ってきています。教育委員会では「親子でメディアを考える日」を定め、学校、PTA、図書館等で、いろいろな取り組みを行っています。

乳幼児期より保護者が絵本を読み聞かせることを通して、最初の人間関係である親子の健全な関係を作ることは、その後の他人との良好な人間関係を築く上でも不可欠となります。また、脳科学の観点からも妊娠中のお腹の子への読み聞かせの効果が知られており、胎児期からの取り組みも重要です。また、読書によって学力が高まるという研究結果もあります。本にふれる機会を増やすなど日常生活の中で、子どもが自然に読書に親しめるよう工夫を凝らしていくことが望まれます。

そのためには、関係機関が相互の連携を強化し、家庭教育に関する講演・研修会や子育て支援のための講座、相談など様々な機会を通じて、家庭における絵本の読み聞かせや読書の時間を持つことの重要性についての理解を深め、読書活動が各家庭で定着できるよう、引き続き保護者に働きかけていく必要があります。

(2) 保育園、小学校、中学校における読書活動

ア 保育園

【現状】

毎日、朝の会等での絵本や紙芝居の読み聞かせや絵本の貸し出しを行っています。また、いつでも園児が、絵本を見たり読んだりできるような絵本コーナーを設けたり、読書ボランティアによる読み聞かせを月に1回程度の割合で行ったりしています。その他パネルシアター・ペープサート・エプロンシアター・大型絵本・飛び出す絵本等

を活用して園児が絵本に触れられるように工夫しています。家庭に向けては、「園だより」や「絵本だより」を発行して、読み聞かせに家庭でも親しんでもらえるよう呼びかけています。

【成果と課題】

子どもたちは、絵本の簡単なストーリーが分かるようになり、日常生活の中で絵本の中の出来事のまねをしたり話をしたりして、絵本の世界を楽しむことができます。このような関わりの中で自分のお気に入りの絵本が生まれ、それを何度も読んでもらいたがります。子どもの欲求に応え、読書意欲を満たすためにも、周りの大人が深く関わっていくことが必要です。この時期に出会った絵本の記憶は、読んでもらった思い出とともに心の糧となり、成長していく過程で子どもを励まし、希望を与え続けるものとなります。子どもたちが家庭でも読書活動に親しむことができるようにするために、今後も引き続き、家庭での読み聞かせの大切さを伝えていく必要があります。

イ 小学校

【現状】

朝読書は、曜日を決めて行っています。また、各学級で週1時間、「図書館の時間」を設け、学校図書館司書による読み聞かせやブックトーク等を行っています。読書週間や旬間中には、姉妹学級による読み聞かせ・職員による読み聞かせ・お薦め本の紹介・読書ボランティアによる読み聞かせ・児童会図書委員会からの呼びかけやPOP（手描きの広告）制作、本の中にあるお料理を給食に生かす読書献立等に取り組んでいます。また、「100冊チャレンジ」「読書マラソン」で読書目標を設定し、読書習慣の確立と読書活動の充実を図っています。その他、各教科等の調べ学習に必要な資料を用意するなど、児童にとって身近な図書館づくりに努めています。

【成果と課題】

全国学力学習状況調査の読書に関する項目において、「(読書を)全くしない」と答えた児童の割合が、過去5年間のうち4年間は全国平均、県平均を下回っています。

教育委員会の働きかけによる「親子でメディアを考える日」にどのように過ごしたか、PTA会長名でアンケートメールを送信しています。そこには、「親子で、読書やスポーツをした」「ネット利用の時間を決めた」等の答えが返ってきています。

低学年のうちに読み聞かせによって本の楽しみを味わった子どもは、中学年以上になると読みごたえのある物語や古典的名作・科学や歴史の本なども読むことができるようになってきます。さらに高学年になると、ものごとに自分を重ね合わせて共感しながら読むことができるようになります。読書活動を通して自分の考えを広げたり、深めたりできるようになりますそのためには、普段では手に取らない本について上手に紹介してあげる必要があります。さらに、家庭でも読書を楽しむ習慣をつくるのが大切です。

ウ 中学校

【現状】

年間を通して、毎朝10分間の朝読書を行っています。春と秋の読書旬間では、生徒会図書委員会からの読書推進の呼びかけ・読書ボランティアによる読み聞かせ・職員や生徒会図書委員のおすすめ本の紹介・読書集会や図書館イベント等を行い、図書館利用の促進と読書意欲向上を目指しています。「図書館便り」を月1回発行したり季節に応じた本のコーナーを設置したりして、生徒の本選びの参考になるようにしています。また、生徒会図書委員会の取り組みとして、町図書館主催の乳幼児向け「おはなし会」への参加、町図書館でのおすすめ本紹介掲示、町内6年生に向けた中学入学後の継続的な読書活動の維持を目的としたおすすめ本紹介ポスターの作成・配布を行っています。その他、各教科や総合的な学習の時間で調べ学習ができるよう図書館の資料を整えて、図書館が生徒の身近な場所となるようにしています。蔵書管理、検索・貸出返却・統計の作成にはコンピュータ管理システムを活用し、図書館運営を効率的に行っています。

【成果と課題】

全国学力学習状況調査の読書に関する項目において、「(読書を)全くしない」と答えた生徒の割合が、全国平均と比べて10ポイント以上低くなっています。

中学生期は、個人の好みが読書にも現れるので、本をよく読む子どもと読まない子どもとに分かれます。しかし、悩みや問題と向き合った時に読書を通して答えを得ることもあり、自由に幅広く読書ができるように読書環境を整えておくことが重要です。一方、高度な知識を習得したいという欲求やいろいろな事柄への関心も強くなるので十分な情報提供ができるように対応していかなければなりません。また、将来に向けた図書館資料の有効な活用方法を学んでおくことも必要です。

エ 保・小・中一貫

町では、保小中の一貫した教育を進めようとしています。読書についても子どもたちの成長に合わせて、一貫した指導がさらに行えるように進めていく必要があります。

(3) 地域における読書活動

ア 町図書館

【現状】

子どもにとって町図書館は、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しさを体得できる場であるとともに、自ら必要な情報を収集し、それを基に意思決定や問題解決を図るなど、読解力・情報活用能力を身につける場となっています。一方、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について職員に気軽に相談できる場ともなったりしています。このように町図書館は、地域における子ども読書活動の中核施設として、その役割を果たしながら、子どもへ

の適切な図書館サービスの充実に努めています。(以下は平成 30 年度の事業内容の一部です。)

○図書館でのおはなし会 <スタッフ：図書館職員、読書ボランティア>

- ・「ちいさいおともだちのおはなしでてこ〜い！！」(0～3歳：月1回)
- ・「ゆうがたのおはなしでてこ〜い！！」(小学生以下：月1回)
- ・「おはなしでてこ〜い！！」(小学生以下：年3～4回)

○各所へ出向いてのおはなし会<スタッフ：図書館職員、読書ボランティア>

- ・「出前おはなしでてこ〜い！！」(公民館分館など町内各所：要望により)(各保育園各クラス：年2回)(養護学校小学部・月1回程度、全校：年1回)(児童クラブ・児童センター：年2回)

【成果と課題】

- ・「親子でメディアを考える日」に図書館を飾ってもらう工作教室を開催し、大勢の参加があった。
- ・ファーストブックのトートバックを持参し乳幼児を連れて利用される方がおられるなど、乳幼児の読書活動推進に一定の効果が見られる。
- ・企画展示、講演会、おはなし会の実施等で一定の利用や参加はあったが、児童生徒の保護者への啓発が不十分である。
- ・ご寄付による逸見文庫の充実や、新館に向けた予算増額等により、資料の充実を目指した。
- ・各年齢に合わせた「おすすめ本リスト」の作成など本を選ぶことが苦手な方へのアプローチが必要である。

イ 公民館、児童クラブ・センター、子ども子育て推進室等

【現状】

町図書館と同じ社会教育施設として、地域における子ども読書活動の重要な拠点施設となっています。

○公民館のおはなし会 <スタッフ：指導員及び公民館職員>

- ・家庭教育学級「ポレポレ」(0～3歳：月1回)

○児童センターのおはなし会<スタッフ：児童センター職員、読書ボランティア、
図書館職員>

- ・「おはなし&ちょこっとあそぼう会」(0～3歳：会染児童センター各月1～2回)
- ・「長期休業中のおはなし会」(小学生：年2～3回)

○保健センターのおはなし会<スタッフ：読書ボランティア、図書館職員>

- ・「小さなおはなし会」(ブックスタート対象者6～7か月児：年4回)

○子ども子育て推進室等の事業

- ・1～2か月児への白黒絵本プレゼント(助産師の家庭訪問時)
- ・絵本読み聞かせについての学習(3か月児母子教室)

- ・ファーストブック・プレゼント（6か月育児相談）と図書館職員・読書ボランティアによる読み聞かせ

【成果と課題】

公民館では家庭教育学級「ポレポレ」を中心に、絵本や紙芝居を使って定期的に「おはなし会」を開催し、多くの親子が参加してきました。今後とも、家庭における読み聞かせが習慣化されるよう実施、啓発を図っていきます。

また、31年度に竣工した交流センターでは、図書館と公民館による複合施設の利点を生かしてお互いの館が連携し「おはなしコーナー」や「子ども閲覧室」、「親子交流室」等利用した公民館講座による「おはなし会」や「読書講演会」等を開催し、子どもたちが自ら読書を楽しむ習慣が身に付くよう取り組む必要があります。

併せて、各分館での成人学級講座等で、多世代交流会等の機会を生かした「おはなし会」を実施してもらうよう依頼していきます。

池田児童クラブ・会染児童センターには、図書室があり、寄付による逸見文庫の設置や購入等により資料の整備を行っていますが、まだまだ十分でないため、蔵書等を増やしていく必要があります。

保健センターの「おはなし会」では、更に町図書館との連携・協力が望まれます。

ウ 民間団体

【現状】

保健センター（子ども子育て推進室）・保育園・小学校・中学校・町図書館等に出向き、子どもの読書活動を支援しています。子どもに対して読書に親しむ様々な機会を提供することで、子どもが読書に興味や関心を持ち、読書の楽しさや大切さを理解する上で大きく寄与しています。（以下は、平成30年度のおもな事業内容です。）

○小学校の「朝読書の時間」を利用した読み聞かせ（全学年・各学級月1回程度）

○中学校の「朝読書の時間」を利用した読み聞かせ（全学年・学級毎、読書旬間中）

【成果と課題】

読み聞かせの活動は定着し、子どもたちが楽しみにしています。しかし複数のグループや個人が活動しているので、相互に連携・調整し合い、よりよい活動ができるようにしていく必要があります。また、各種の研修や講習会・講演会等へ参加して、それぞれがレベルアップを図れるようにするため、関係機関からの情報提供が望まれます。

2 基本方針

池田町では、子ども読書活動をより一層推進するため、「第6次総合計画」を踏まえ、子どもの成長に応じて子どもが読書に親しめる具体的な取り組みを掲げ、子どもの読書活動に必要な環境の整備・充実に努めます。本計画の取り組み期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

- (1) 乳児期(胎児期)より、豊かな言葉と出会い、家庭での読書活動に親しみ、生涯にわたって自ら読書活動を楽しむ習慣を身につけられるよう支援します。
- (2) 家庭・学校等・地域における読書推進活動を、子どもの発達段階に合わせて日常的、継続的に実践することにより、子どもの読書活動の充実に努めます。
- (3) 家庭・学校等・地域の読書環境の整備・充実に努め、関係諸機関・団体相互の連携・協力により読書活動推進体制を整えます。
- (4) すべての町民が読書活動に関する理解を深め、関心を高めることができるよう、子ども読書活動の意義や大切さについての啓発と情報提供を行います。

3 子どもの読書活動推進のための方策

(1) 家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもの生活基盤となる場であり、家庭での読書活動体験は、本好きな子どもを育てるとともに、温かな家庭づくりや望ましい人間関係づくりの源泉でもあります。子どもの読書習慣を形成するためには、読書活動を日常活動の中に位置づけ、幼い時から本に親しむ環境を作っていく必要があります。

<具体的施策>

重点	具 体 的 施 策
	① 幼児期までは、語りかけ・子守うた・わらべうた・手あそび・読み聞かせ等を実施する。
◎	② 家庭での「読み聞かせの時間」や「読書の時間」を設け、その習慣化に努める。
◎	③ 大人も率先して読書活動に親しみ、家庭の中での読書環境づくりに努める。
	④ 町図書館等の「おはなし会」に親子で積極的に参加する。

(2) 保育園、小学校、中学校における読書活動の推進

ア 保育園

幼児期の子どもが、読書活動の楽しさに出会うことができるように、日常的に絵本の読み聞かせを継続するとともに、絵本に親しむ環境づくりを押し進め、子どもが絵本や物語に親しみ、ことばを獲得し、創造力を広げる場と機会を提供します。また、家庭へも家庭での読み聞かせの楽しさや大切さを伝え、子どもが家庭や地域での読書活動に親しめるようにします。

<具体的施策>

重点	具 体 的 施 策
◎	① 朝の会の時間、午睡前の時間、帰りの会の時間に「絵本の読み聞かせ」を行う。
	② 読書ボランティアによる「絵本の読み聞かせ」を行う。
	③ 遊び・行事・体験等と「絵本」とを結ぶ保育を実践する。
◎	④ 「園だより」や「絵本だより」を活用して絵本の紹介をするなど家庭における読書活動への情報提供を行う。
	⑤ ノーテレビデー（毎月第三日曜日）の実施により、家庭と連携して「読み聞かせ」を奨励する。
◎	⑥ 家庭への絵本の貸し出しを行う。
	⑦ 町図書館において絵本と出会う機会を設ける。
	⑧ 絵本環境を充実させる。
	⑨ 保育士の絵本や読書活動に関する研修を行う。

イ 小学校

一人読みに誘う読み聞かせを続けて、より一層本に興味や関心を持つようにします。一人読みができるようになってきたら、本を最後まで読み通す力をつけていきます。そして、様々な本を幅広く多く読むことができる読書環境を整えます。さらに、本を読んで得たことを活かし、人に伝えることができるように、調べ学習や授業での図書館活用を推進します。また、家庭の理解と協力を得ながら「家庭読書」も推進します。

<具体的施策>

重点	具 体 的 施 策
◎	① 朝読書を継続して実施する。（曜日を指定）
	② 読書ボランティアによる「本の読み聞かせ」や職員による「本の読み聞かせ」、「本の紹介」を行う。
	③ 給食特別献立（本にでてくる献立）の実施等により読書意欲を喚起する。

	④ 「図書館だより」等を活用し、読書活動への興味・関心を喚起するとともに、家庭へ向けても家庭読書の大切さを伝える。
	⑤ 読書週間・旬間を活用し、児童の興味・関心を喚起し、読書習慣を確立させる。
	⑥ 児童会図書委員会の活動の活性化をはかる。
	⑦ 調べ学習を通して「情報収集・選択の力」や「課題を多面的に追究する力」を育成する。
◎	⑧ 「学年で読んでおきたい本」「100冊チャレンジ」などにより読書目標を設定し、読書に親しむ態度や読書習慣を身につけさせる。
	⑨ 「セカンドブック・プレゼント」を行う。(1年生へ)
	⑩ 職員の読書活動に関する研修を行う。

ウ 中学校

ものの見方を広げ、判断力を培い、感動し、探究心を満たしながら、自らの進路や生き方を考えていく上で、読書活動が非常に重要になってくる時期です。しかし、生活の多忙さや環境の変化により、読書活動から遠ざかる現実もあります。そこで、毎朝の読書を継続しながら、適書への出会いを大切にします。さらに、家庭においても読書活動が話題になるよう働きかけを積極的に行います。

<具体的施策>

重点	具体的施策
◎	① 毎朝の10分間読書を継続して実施する。
	② 読書ボランティアによる「読み聞かせ」を行う。(読書旬間中)
	③ 給食特別献立(本にでてくる献立)の実施などにより読書意欲を喚起させる。
	④ 「図書館だより」(月1回)等を発行して情報提供を行うとともに、家庭へ向けても家庭読書の大切さを伝える。
◎	⑤ 読書旬間中、図書館利用の促進に努める。(5冊貸出、職員・生徒会図書委員による推薦本の掲示、読書集会等)
◎	⑥ 生徒会図書委員会活動の活性化をはかる。(町図書館「乳幼児へのおはなし会」への参加等)
	⑦ 調べ学習への支援を行う。(検索パソコンの活用)
	⑧ 季節に合った本の紹介コーナーを設置する。(文化祭、部活動、受験等)
	⑨ 蔵書管理・検索・貸出返却・統計の作成等にコンピュータ管理システムを有効に活用する。

(3) 地域における読書活動の推進

ア 町図書館(交流センター)

町図書館の行う重点活動の一つである「児童サービス」に力を入れます。児童書の充実を図るとともに、様々な手法で、子どもとその保護者の来館を促し、読書に関わる機会を提供します。併せて職員の技能を向上させ、子どもとその保護者が本に親しむ環境を整えます。また、これからも読書ボランティアとも連携して、図書館や地域の各所でおはなし会等を開催します。読書ボランティアの活動に対しては、活動場所や読書に関する情報・学習機会を提供するなど支援していきます。

<具体的施策>

重点	具 体 的 施 策
	① 「ファーストブック・プレゼント」を実施する。(健康福祉課と共催)
◎	② 季節や行事などに合わせた本の展示や紹介をする。
◎	③ 子どもの周囲の大人への啓発と情報提供を行う。
◎	④ 「おはなし会」を開催する。
	⑤ 子どもと本を結ぶための、ブックトークや素話等、様々な手法を体得し、実践する。
◎	⑥ 絵本や児童書の量的・質的な充実をはかる。
	⑦ 保育園への団体貸出と保育士への啓発、情報提供を行う。
◎	⑧ 児童・生徒の調べ学習への支援を行う。
	⑨ あらゆる場面において、子どもの読書活動の意義や大切さについて啓発する。
◎	⑩ 子どもの読書活動に関する講座や講演会等を開催する。
	⑪ 各機関と連携して、読書ボランティア活動の機会や場所等を開拓する。
	⑫ 各学校図書館司書と連携して町内4館での児童書の分散収集に努める。
	⑬ 各学校と連携してネットワーク化を進め、図書資料情報の共有を図り、より一層充実した資料提供を行う。
	⑭ 子どもとその保護者のための読書相談体制を充実させる。

イ 公民館(交流センター)、児童クラブ・センター、子ども子育て推進室等

生涯学習の中核的な機関として、また子どもと本とを結びつける身近な場として、各機関がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携・協力し合い、様々な子育て支援事業を通して子どもの読書活動を推進していきます。特に図書館と公民館を併設する交流センターは、相互の連携を深めて子どもの読書活動を推進していきます。

<具体的施策>

重点	具体的施策	担当
	① 公民館の生涯学習講座での「読書講演会」を開催する。	公民館
◎	② 公民館の家庭教育学級において「読み聞かせ」を行う。	公民館
	③ 分館での「おはなし会」の実施を依頼する。	公民館
◎	④ 親子のふれあいを大切にした読み聞かせを行う。	会染児童センター
◎	⑤ 児童クラブ・センターの図書室の資料を拡充させる。	池田児童クラブ、会染児童センター
◎	⑥ 妊婦相談時での相談員による「読み語りかけ」を行う。(父親も参加できる場合は、その効果を伝える。)	子ども子育て推進室
	⑦ 1～2か月児に白黒絵本プレゼントをする。(助産師の家庭訪問時)	社会福祉協議会 (育児支援事業)
	⑧ 絵本の読み聞かせについて学習し、母親にも読んでもらう。	社会福祉協議会 (3か月児母子教室)
◎	⑨ ファーストブックプレゼントを行い、同時に読み聞かせも実施する。(図書館と共催)	健康福祉課 (6か月育児相談)

ウ 民間団体

読書ボランティアのグループや個人が、保健センター（子ども子育て推進室）・保育園・小学校・中学校・町図書館等、様々な場面で自主的に子どもの読書活動に関わっていきます。幼少期の子どもが対象の場合は、昨今廃れてきている「わらべ歌」や「昔ながらの遊び」等の紹介を織り交ぜての活動も考えられます。団体・個人とも、それぞれの主体的な活動を尊重しながら、相互に連携し学び合う中で、その発展に努めます。また、町では、この活動を支援し、活動場所や読書に関する情報や学習機会などを提供します。

<具体的施策>

重点	具体的施策
◎	① 保健センター（子ども子育て推進室）・保育園・小学校・中学校等での読み聞かせやおはなし会等を行う。
	② 読み聞かせ・おはなし会等に関する研修会や講演会・講習会へ参加する。
	③ 関係諸機関・他団体等との交流を図る。

(4) 普及啓発活動

すべての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことのできるような環境整備を図るため、「子ども読書活動推進計画」を指針として関係機関・団体相互の連携を図りながら、以下の2点に力を入れ、子どもの読書活動の一層の推進に努めます。

① 情報の提供

子どもやその保護者が本を選ぶ参考にできるように、また家庭における読書活動の重要性を保護者に理解してもらえるように、毎月発行の「広報いけだ」に「本のひろば」を掲載する他、「図書館特集号」を発行したり、「防災行政無線放送」、「池田町ホームページ」等を活用したりして情報提供をしていきます。

② 「子ども読書の日」「読書旬間」等を中心とした諸行事への取り組み

子どもの読書活動についての関心を高め、理解を深めるため、「子ども読書の日」(4月23日)や「読書旬間」をはじめ「親子でメディアを考える日」などの子どもを対象とした各種行事への取り組みを積極的に推し進めていきます。

(5) 推進体制

池田町の子どもたちが、さまざまな機会と場所で本と出会い、感動を覚え、読む楽しさや知る喜びを体験できるよう、子どもが関係するさまざまな機関や団体が、これまで以上に連携・協力し、子どもの読書活動の機会の提供と環境の整備・充実に地域ぐるみで取り組みます。

① 推進主体 : 池田町、池田町教育委員会

② 推進機関・団体 : 保育園、小学校、中学校、町図書館、公民館と各分館、児童クラブ・センター、子ども子育て推進室、読書ボランティア、各学校PTA、保育園保護者会 等

<資料>

子ども読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日号外法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」

という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。